

昭和四十六年法務省・建設省令第二号

積立式宅地建物販売業者営業保証金規則

(昭和四十六年政令第三百四十五号) 第十四条の規定に基づき、積立式宅地建物販売業者営業保証金規則を次のように定める。

(営業保証金の取戻し)

第一条 国土交通大臣又は都道府県知事は、積立式宅地建物販売業法（以下「法」という。）第二十三条第二項、第二十七条第一項、第三十条第四項及び第三十一条第二項並びに積立式宅地建物販売業法施行令取戻し承認書を交付するものとする。

第二条 法第二十三条第一項の規定により営業保証金の取戻しをしようとする者が供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）第二十五条第一項の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書類は、前項に規定する営業保証金取戻し承認書をもつて足りる。

第三条 法第二十六条第二項後段の規定により営業保証金の取戻しをしようとする者が供託規則第二十五条第一項の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書類は、主たる事務所の移転の事實を証する登記事項証明書及び法第二十六条第二項前段の規定による供託に係る供託書正本の写しをもつて足りる。

第四条 法第三十一条第二項の規定による積立式宅地建物販売業者（積立式宅地建物販売業者であった者又はその承継人を含む。以下同じ。）及び営業保証金を供託した営業保証金供託委託契約の受託者に対する通知は、別記様式第二の通知書によりするものとする。

第五条 法第二十七条第一項（法第三十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により営業保証金の取戻しをしようとする者が供託規則第二十五条第一項の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書類は、前項に規定する通知書をもつて足りる。

第六条 法第三十一条第二項に規定する債権の申出は、法第二十五条第一項の規定による権利を有することを証する書面を添附してしなければならない。

第七条 法第三十二条の規定により配当を実施する場合には、国土交通大臣又は都道府県知事は、供託規則第二十七号書式、第二十八号書式又は第二十九号書式により作成した証明書を交付しなければならない。

第八条 法第三十二条の規定により配当を実施する場合には、国土交通大臣又は都道府県知事は、供託規則第二十七号書式、第二十八号書式又は第二十九号書式により作成した支払委託書を供託所に送付するとともに、配当を受けるべき者に供託規則第二十九号書式により作成した証明書を交付しなければならない。

第九条 法第三十二条の規定により配当を実施する場合には、国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の手続をしたときは、支払委託書の写しを積立式宅地建物販売業者及び営業保証金を供託した営業保証金供託委託契約の受託者に交付しなければならない。

第十条 法第三十二条の規定により配当を実施する場合には、国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の手続をしたときは、支払委託書の写しを積立式宅地建物販売業者及び営業保証金を供託した営業保証金供託委託契約の受託者に交付しなければならない。

（有価証券の換価）

第十八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、積立式宅地建物販売業法施行令第十三条の規定により有価証券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債を含む。以下この条及び次条において同じ。）を換価するためその還付を受けようとするときは、供託物払渡請求書二通を供託所に提出しなければならない。

第十九条 国土交通大臣又は都道府県知事は、有価証券を換価したときは、換価代金から換価の費用を控除した残額を、当該有価証券に代わる営業保証金として供託しなければならない。

（供託規則の適用）

前二条に定めるもののほか、営業保証金の払渡し、供託した有価証券の還付及びその換価の費用を控除した残額の供託については、供託規則の手続による。

第十一条 法第三十二条の規定による公告は、国土交通大臣がする場合にあつては、インターネットの利用その他の適切な方法により行うほか、その旨を官報に掲載して行うものとし、都道府県知事がする場合にあつては、当該都道府県知事が定める方法によつて行うものとする。

（施行期日）

（一）この省令は、公布の日から施行する。

（二）附 則（平成二十二年一月七日法務省・建設省令第一号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成二十五年一月六日法務省・国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年二月一〇日法務省・国土交通省令第一号）

この省令は、平成十七年三月七日から施行する。

附 則（平成二〇年一〇月一〇日法務省・国土交通省令第二号）

この省令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（令和二年一二月二三日法務省・国土交通省令第三号）

（施行期日）

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができます。

附 則（令和四年七月一九日法務省・国土交通省令第一号）

この省令は、令和四年九月一日から施行する。

附 則（令和六年三月一九日法務省・国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式第一〔第1条第1項〕(平15法省国交令1・全改)

(B 4)

営業保証金取戻承認書

積立式宅地建物販売業法第23条第2項の規定により、下記のとおり、営業保証金の取戻しを承認する。

年　月　日

国土交通大臣

印

知事

殿

記

1 取戻しを承認する営業保証金

イ 金銭

金額	供託年月日	供託番号	供託所名
(計)			

ロ 有価証券

名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	供託価額	供託年月日	供託番号	供託所名
				円	円	円			
				(計)	(計)	(計)			

ハ 振替国債

銘柄	金額	供託価額	供託年月日	供託番号	供託所名
	円	円			
	(計)	(計)			

2 この営業保証金の取戻しは、次の基準日（ 年 月 日）までに限りすることができる。

3 その他参考となる事項

注 有価証券に関する欄には、振替国債を除いたものについて記載すること。

別記様式第二〔第3条第1項〕(平15法省国交令1・全改)

(B 4)

通 知 書

年 月 日

国土交通大臣

印

知事

殿

積立式宅地建物販売業法第29条の規定により公告した期間内に申出があつた債権等につき、同法第31条第2項の規定により、下記のとおり通知する。

記

- 1 積立式宅地建物販売業者の商号又は名称及び住所
- 2 現に供託されている営業保証金の額
- 3 積立式宅地建物販売業法第29条の規定により公告した債権の申出をすべき期間
- 4 3の期間内に申出書が提出された債権に関する事項
- 5 取り戻すことができる営業保証金

イ 金銭

供託者の商号又は名称 及び住所	金額	供託年月日	供託番号	供託所名
	円			
(計)				

ロ 有価証券

供託者の商号 又は名称名 称及び住所	回記号	番号	枚数	券面額	券面額 額計	供託 額計	供託 額年月日	供託 番号	供託 所名
				円	円	円			
(計)				(計)	(計)				

ハ 振替国債

供託者の商号又は名称 及び住所	銘柄	金額	供託 価額	供託 年月日	供託 番号	供託 所名
		円	円			
(計)		(計)	(計)			

6 その他参考とする事項

注 有価証券に関する欄には、振替国債を除いたものについて記載すること。

別記様式第三 〔第4条〕 (平12法省建令1・令2法省国交令3・一部改正) (B 5)

公 告 請 求 書

積立式宅地建物販売業法第28条の規定により、下記のとおり、同法第29条の公告を請求します。

年 月 日

住所
氏名 (商号又は名称及び代表者の氏名)

国土交通大臣

殿

知事

記

- 1 法第36条第1項各号の一に該当する積立式宅地建物販売業者の住所、商号又は名称及び代表者の氏名
- 2 法第36条第1項各号の一に該当することとなつた年月日及び該当事項の内容

別記様式第四 〔第5条〕 (平12法省建令1・令2法省国交令3・一部改正) (B 5)

申出書

下記のとおり、積立式宅地建物販売業法第29条に規定する債権の申出をします。

年月日

住所
氏名(商号又は名称及び代表者の氏名)

国土交通大臣

殿

知事

記

- 1 債務者の住所、商号又は名称及び代表者の氏名
- 2 積立金等の返還債権の額
- 3 積立式宅地建物販売の契約の解除の年月日
- 4 解除された積立式宅地建物販売契約の契約年月日

別記様式第五 [第6条第1項] (平12法省建令1・一部改正)

(B 5)

確 認 書

年 月 日

国土交通大臣

印

知事

下記のとおり、積立式宅地建物販売業法第25条第1項の規定による権利を有することを確認する。

記

- 1 還付請求権を有する者の住所並びに氏名又は商号若しくは名称及び代表者の氏名
- 2 積立式宅地建物販売業者の住所及び商号又は名称
- 3 供託者の住所及び商号又は名称
- 4 債権額
- 5 その他参考となる事項